

医薬品の本部交渉に伴う調達代行
及び
医薬品事務代行業務委託
仕様書

国家公務員共済組合連合会
九段坂病院

1 件 名

国家公務員共済組合連合会 九段坂病院 医薬品事務代行業務委託

2 履行場所

東京都千代田区九段南 1-6-12

国家公務員共済組合連合会 九段坂病院 地下 1 階 薬剤科

3 履行期間

2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

4 要件

4-1 目的：委託者の使用する医薬品の購入による支払い業務を効率化するため、受託者と委託者は信頼相互の精神に則り関係法規を遵守し、円滑な取引の維持発展を図ることを目的とする。

4-2 業務の内容：委託者の医薬品の購入による支払い先を受託者に纏め、受託者は医薬品卸会社へ支払い業務を行う。

4-3 販売単価：委託者が医薬品卸会社と令和 8 年 10 月 1 日付けで締結した薬品等単価契約書の内容のとおり、受託者は当該契約単価にて医薬品卸会社から購入する。

4-4 売買の成立：委託者が薬品等の発注指示を出し、当該薬品等が委託者に納入・検収された時点で、売買が成立するものとする。

4-5 支払方法：医薬品卸会社は毎月 1 回引き渡しの完了した薬品等の代金を受託者に請求し、受託者は委託者に請求する。

4-6 支払い条件：月末締め、翌月末支払

4-7 機密保持：受託者は、委託者の委託業務の実施にあたり、知ることのできた秘密を第三者に漏洩してはならない。

4-8 個人情報保護：医薬品卸会社及び受託者は、委託者の委託業務の実施にあたり、個人情報の保護のため以下の各項を厳守しなければならない。

4-8-1 医薬品卸会社及び受託者は、委託者が承諾したときを除き、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

4-8-2 医薬品卸会社及び受託者は、委託者の指示又は、承諾がある時を除き、医薬品事務代行業務委託に関して知り得た個人情報を契約の外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

4-8-3 医薬品卸会社及び受託者は、医薬品事務代行業務委託による業務に関して知り得た個人情報を、他に漏らしてはならない。契約が終了し又は、解除された後においても同様とする。

4-8-4 委託者は、医薬品卸会社及び受託者が医薬品事務代行業務委託による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時、報告を求めることができる。

4-8-5 医薬品卸会社及び受託者は、医薬品事務代行業務委託の業務に携わる者に対して、

個人情報の保護の重要性を認識し、医薬品事務代行業務委託による業務の実施に当たって個人の権利を侵害することのないように、教育を実施する。

4-9 不可抗力：災害、戦争等当事者の責めに帰さない事由により医薬品事務代行業務委託の履行ができなくなったときは、互いに当該不履行に対する責任を負わないこととする。

以上